

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

真庭市

## 1. 促進計画の区域

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年 6 月 20 日法律第 78 号）第 3 条第 3 項 1 号にかかげる事業（以下「1 号事業（多面的機能支払）」という）、同項 2 号にかかげる事業（以下「2 号事業（中山間地域等直接支払）」という）、同項 3 号にかかげる事業（以下「3 号事業（環境保全型農業直接支払）」という）を以下の区域で実施するものとする。

- (1) 1 号事業（多面的機能支払）及び 3 号事業（環境保全型農業直接支払）  
別紙 1 の図面に示す区域とする。
- (2) 2 号事業（中山間地域等直接支払）  
別紙 2 の図面に示す区域とする。

## 2. 促進計画の目標

### (1) 現況

真庭市は岡山県の北部に位置し、市の北部に広がる蒜山地域の高原地帯から、南部に広がる平坦地まで豊かな自然条件に恵まれており、高冷地の気候を生かした野菜や花の生産、蒜山地域を中心とした酪農、南部地域を中心としたブドウ等の果樹栽培など、地域の特性を生かした多様な農畜産物が生産されている。

しかしながら、近年、本市の農用地面積は、農業以外の用途への転用や、米価下落に伴う農業経営の圧迫による農業従事者の減少及び高齢化等により、年々減少している。特に、生産条件の不利な中山間地域では、耕作放棄地の増加が顕在化しつつある。また、有害鳥獣の被害も増加しており、優良農用地の確保及び保全が困難となり、農業の有する多面的機能の発揮が脅かされている。

### (2) 目標

(1)を踏まえ、本市では、真庭農業振興地域整備計画書（平成 24 年 8 月）に定める農業振興地域の農用地区域の農用地の維持を最優先の課題とし、農業委員会と協力し 1 号事業（多面的機能支払）を推進していく。併せて、3 号事業（環境保全型農業直接支払）を真庭農業普及指導センターと協力し推進していくことで、自然環境を保全しつつ、優良農地で付加価値のある作物を持続的に生産していく。また、山間地域にある優良農地の維持のため、2 号事業（中山間地域等直接支払）を推進し、地域の多面的機能を維持していく。

また、これらの事業の実施状況は、真庭市農業再生協議会、晴れの国岡山農業協同組合真庭統括本部、晴れの国岡山農業協同組合びほく統括本部、真庭市農業委員会、真庭農業普及指導センターと共有し、真庭の農業振興の方向性の決定や判断を行うための一助とする。

**3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項**

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	促進計画の区域全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②		
③		

**4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域**

設定しない。

**5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項**

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

(参考様式第3号)

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

真庭市

1～4 (略)

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

## 促進計画（別紙）

1、 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

### (1) 対象農用地の基準

#### 1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面についても、農地保全、鳥獣被害防止の観点から農用地面積に加える。

#### ア 対象地域

(ア) 過疎地域自立促進特別措置法・・・真庭市全域

(イ) 特定農山村法：旧北房町・旧落合町（旧津田村・旧美川村・旧河内村）・旧久世町旧勝山町・旧美甘村・旧湯原町・旧中和村・旧川上村

(ウ) 山村振興法：旧落合町（旧津田村）・旧久世町（旧美和村）・旧勝山町（旧富原地区）・旧美甘村・旧湯原町・旧中和村

(エ) 棚田地域振興法：旧湯原町（社地区）

#### イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 市町村長の判断によるもの

緩傾斜農用地

勾配が田で1/100以上1/20未満、畑・草地・採草放牧地で8度以上1度未満の農用地を対象

## 2、 対象者

(1) 認定農業者に準ずる者とは以下のとおりとする。

- 1) 年間農業従事日数が150日以上の基幹的農業従事者を有している経営体
- 2) 真庭市の平均経営規模以上の経営体
- 3) 農業所得が100万円以上の経営体

### 3、 その他必要な事項

(1) 協定にあらかじめ位置付けられた次の取組を行った場合の協定認定年度から令和6年度までの交付単価について

1) 既荒廃農地及び自然災害を受けている農用地の復旧

既荒廃農地及び現に自然災害を受けている農用地の復旧の交付単価は、復旧後の地目の単価とする。ただし、対象要件を満たさなくなった場合には、変更後の地目の緩傾斜の単価とする。

2) 既荒廃農地の林地化

既荒廃農地の林地化の交付単価は、すべて畑の単価(林地化後の単価が林地化前の地目の単価を上回る場合は、林地化前の地目の単価)とする。

3) 限界的農地の林地化

限界的農地の林地化の交付単価は、林地化前の地目の単価とする。

4) 土地改良事業等の実施

(ア) 協定認定年度以降に採択された事業による場合は、協定認定年度の交付単価とする。

(イ) 協定認定年度の前年度以前に採択されている事業による場合は、改善されたほ場で農業生産活動等を行う年度から改善されたほ場の勾配の単価(勾配が区分外となった場合は、地目の緩傾斜の単価)とする。

5) 地目の変更

地目の変更があった場合は、変更後の地目の単価(勾配が区分外となった場合は、変更後の地目の緩傾斜単価)とする。